

機関番号：13801

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730061

研究課題名（和文） 民法と消費者法の融合に向けた理論的・実証的研究  
—契約解消法制を中心に

研究課題名（英文） A theoretical and practical study of harmonization of civil law and consumer law

研究代表者

宮下 修一（MIYASHITA SHUICHI）

静岡大学・法務研究科・准教授

研究者番号：80377712

研究成果の概要（和文）：本研究では、消費者契約における契約解消法制、特に、消費者契約法上の契約取消権に関する学説・裁判実務の状況を分析した結果、それらの学説や判例が各条文の要件の拡張的解釈を通して契約取消権の適用を拡大するための努力を続けていることを明らかにした。今後の消費者契約における契約解消法制の立法・改正作業にあたっては、このような学説・実務の動向を手がかりに、要件の見直しを進め、適用範囲の拡大を図るべきである。

研究成果の概要（英文）：On this study, I showed clearly that a tendency for other studies and judicial precedent to expand of application of the right of rescission of consumer contract on Consumer Contract Act. In the future, I propose to revise Consumer Contract Act to fit into above-mentioned tendency.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：民法・消費者法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法学・民法・消費者法・契約・契約解消

## 1. 研究開始当初の背景

## (1)消費者法制の整備と齟齬の拡大

消費者取引をめぐる法制については、消費者契約法・金融商品販売法・金融商品取引法をはじめとして、包括的・横断的な規制を行おうとする動きが強まっているが、その一方で、特定商取引法・割賦販売法等の個別の法制度の整備も急速に進んでいる。

しかし、上述したような2つの方向からの法整備が進む中で、各法律の規定の間に齟齬が生じ、それが次第に大きくなって軋みを生じている場合も少なくない。例えば、2004年改正で特定商取引法に導入された

契約取消権の規定では、その行使にあたって問題となる「重要事項」の範囲がいわゆる契約の動機付けとなる部分も含むという形で消費者契約法よりも広がっている。そのため、本来、消費者取引の一般法である消費者契約法よりも、その特別法で適用範囲が限定されるはずの特定商取引法の適用範囲がかなり広くなり、その結果として後者の方が「使い勝手がよい」と評される逆転現象が生じている。

## (2)わかりやすく使いやすい法制度の整備の必要性

(1)でみたように、とりわけ、契約取消権を含む契約解消法制については、悪質な消費者被害の増加さらにその複雑化に伴い、民法や消費者契約法のみならず、特定商取引法をはじめとする業法に散在しており、きわめて透視性の悪い状況となっている。消費者保護という観点からしても、より広い視野に立って、わかりやすく使いやすい法制度を整備することは急務の課題である。

また、研究開始の直前から、民法改正へ向けた議論が進んでいたが、そこでは民法の中へ消費者法を取り込むという方向性が強く打ち出されてきた。

以上の状況をふまえると、民法やその周辺の法に存在する契約解消法制について、私法体系全体との整合性という観点から消費者法制を捉え直したうえで整理・統合を進める必要性はきわめて高いといえよう。

## 2. 研究の目的

本研究は、消費者契約の場面でしばしば用いられる契約取消権やクーリング・オフなど、契約関係を解消してそこから離脱するための法制度（「契約解消法制」）に関する特別法上の諸規定について、それらを民法典の中に「融合」させる可能性を探りながら、最終的には、消費者にとって透明度の高くわかりやすい統一的な契約解消法制のあるべき姿を提示することを目的とする。

## 3. 研究の方法

### (1) 3段階にわたる計画実施

2で述べた目的を達成するために、本研究は、次の3段階にわたって実施された。

### (2) 第1段階（2008年度）：

- ①特別法における契約解消法制の融合に向けた理論的・実証的研究
  - a. 各特別法における契約解消法制に関する理論的・実証的把握と検討
  - b. aをふまえた特別法相互間における契約解消法制に関する規定の融合可能性の検証作業
- ②民法における契約解消法制に関する理論的・実証的把握と検討
  - a. 民法における契約解消法制に関する理論的・実証的把握と検討
  - b. aをふまえた民法と特別法の間における契約解消法制に関する規定の融合可能性の検証作業

### (3) 第2段階（2009年度）

- ①特別法における契約解消法制の融合に向けた理論的・実証的研究（続き）
- ②民法における契約解消法制の融合に向けた理論的・実証的研究（続き）
- ③ドイツ・EUの立法動向に関する資料収集

- a. 民法・消費者法を融合したドイツにおける立法後の（とりわけ契約解消法制をめぐる）問題状況把握のための資料収集
- b. EUにおける民法・消費者法をめぐる契約解消法制をめぐる立法動向把握のための資料収集
- c. 収集した資料の分析・検討

### (4) 第3段階（2010年度）

- ①特別法相互間における契約解消法制に関する規定の融合可能性の最終検証作業
- ②民法と特別法の間における契約解消法制に関する規定の融合可能性の最終検証作業
- ③上記Ⅰ・Ⅱで得られた結果についての、ドイツ及びEUの状況との比較検討作業

## 4. 研究成果

### (1) 2008年度の研究成果

2008年度は、第1段階として、日本における民法・特別法上の契約解消法制に関する具体的な問題状況の把握とその内容の検討に努めた。

その中で、本研究のテーマとの関連で、現代社会における喫緊の課題として浮上してきたのが、多重債務の一本化を謳い文句にして、一本化前の債務につき利息制限法違反の利息の支払いまでさせてしまう「おまとめローン」をめぐる問題である。ここでは、公序良俗違反・錯誤・詐欺など民法上の契約解消法理（さらに、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償法理）による解決と消費者契約法上の契約取消法理による解決がいずれも可能である。そこで、『国民生活研究』（国民生活センター発行）に『「おまとめローン」契約の有効性』と題する論稿を2回にわたり連載し、特に、民法と消費者契約法における契約解消法制による解決のあり方を詳細に検討したうえで、これらの解決方法の相違点を明らかにし、具体的な問題における両者の融合へ向けた手がかりを探ることにした。ちなみに本稿では、「違法なシステム構築」に基づく公序良俗違反という概念を構築して、従来から柔軟な活用が志向されてきた公序良俗違反論の新たな可能性を提示することが試みられている。

さらに、来年度以降の比較法研究を念頭に、ドイツ・EUの立法動向に関する資料収集も積極的に行った。とりわけ、2009年2月に刊行された「共通の準拠枠組（Common frame of Reference）」草案は、今後の研究にとって重要な資料であり、分析を継続した。

### (2) 2009年度の研究成果

2009年度は、前年度に引き続いて日本における民法・特別法上の契約解消法制に関する具体的な問題状況の把握と内容の検討を継

続するとともに、ドイツ・EUにおける民法・消費者法の融合に向けた動きとその問題点に関する理論的・実証的把握とその検討のための情報収集を行った。

研究成果としては、契約解消法制に関するわが国の問題状況の把握に関するものとして、「展示会商法における会場の『営業所』性とクーリング・オフ」（現代消費者法4号）および「2009年度学界回顧・消費者法」（法律時報81巻13号）がある。このうち、前者は特定商取引法上のクーリング・オフ規定の柔軟な適用を志向する裁判例と、2008年度同法改正およびそれに伴う省令改正との関係を検討したものである。また、後者は、研究課題の議論状況を整理するため、近時の消費者法を概観したものである。

研究計画申請時点では、2009年度はドイツにおける立法状況の現地調査を計画していたが、家族の入院等により予定を変更せざるを得なかった。ただ、ドイツ法・EU法にかかわる書籍を積極的に収集し、最新の情報を把握するように務めた。現在は、収集した資料の分析・整理を行い、これまでの日本法に関する成果をふまえて、お互いにフィードバックさせる形での研究を継続した。

### (3) 2010年度の研究成果

2010年度は、前年度まで2カ年にわたって実施してきた日本における民法・特別法上の契約解消法制の内容の再検討、また、ドイツ・EUにおける民法・消費者法の融合に向けた動きに関して収集した情報の分析を受けて、わが国におけるあるべき民法・消費者法の関係について、多角的な観点から考察を行った。

その結果、本年度は、消費者解消法制のあり方を民法・消費者法・特定商取引法という広い枠組から捉え直したのものとして、次頁に掲げた「消費者契約法4条の新たな展開(1)～(3・完)」（国民生活研究50巻2～4号）を公表した。また、同じく契約解消法制のあり方に直接問題提起をするものとして、「消費者契約法4条の『重要事項』の意味」（国民生活研究50巻1号）も公表している。このほか、個別の消費者紛争類型における契約解消法制のあり方を検討するものとして、「宗教と消費者保護—靈感商法を中心に」（愛知大学宗教法制研究所紀要51号）、研究課題の議論状況を整理するため、近時の消費者法を概観したのものとして「2010年度学界回顧・消費者法」（法律時報82巻13号）等も執筆した。

とりわけ、最初に掲げた「消費者契約法4条の新たな展開」は、研究代表者が収集しえた限りではあるが、同法制定以後のわが国における裁判例をすべて分析したうえで、同法の契約取消権に関する各条文につき、上記裁

判例や学説の動向もふまえながらそのあり方を検証するとともに、新たな立法の方向性を示唆するものである。また、裁判例については、実際の相談現場でのニーズも適用条文ごとに表にまとめて一覧性を確保するよう工夫している。

### (4) 3カ年の研究成果のまとめ

(1)～(3)で具体的に述べてきたように、本研究では、わが国における消費者紛争の実態をふまえながら、消費者契約解消法制に関する学説・裁判実務の動向を明らかにするとともに、民法改正へ向けた動きもにらみつつ、あるべき法制度の提示に努めた。特に、消費者契約法上の契約取消権については、これまでに公表されたすべての裁判例を分析した結果、各条文の要件の拡張的解釈を通して、その適用範囲を拡大するための努力が続けられていることが明らかとなった。今後の改正作業にあたっては、このような実務の動向を手がかりに、要件の見直しを進め、適用範囲の拡大を図るべきである。

その結果、理論と実務の架橋を図りつつ、消費者にとって透明度の高くわかりやすい統一的な消費者法制のあるべき姿を提示するという2で掲げた目的を達成したものを考えている。

なお、ドイツ法・EU法については、非常に動きが速いこともあり、今なお比較分析を続けているが、引き続き、できるだけ速やかに研究成果を公表するように努める所存である。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計12件）

- ① 宮下修一、消費者契約法4条の新たな展開(3)―「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向、国民生活研究、査読無、50巻4号、2011、38―105
- ② 宮下修一、宗教と消費者保護—靈感商法を中心に、愛知学院大学宗教法制研究所紀要、査読無、51号、2011、105―158
- ③ 宮下修一、2009年度学界回顧・消費者法、法律時報、査読無、82巻13号、176―185頁
- ④ 宮下修一、消費者法判例レビュー、現代消費者法、査読無、9号、2010、47―58
- ⑤ 宮下修一、消費者契約法4条の新たな展開(2)―「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向、国民生活研究、査読無、50巻3号、2010、21―53
- ⑥ 宮下修一、消費者契約法4条の新たな展開(1)―「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向、国民生活研究、査読無、50巻2号、2010、91―139

- ⑦宮下修一、消費者契約法4条の「重要事項」の意味—最高裁判所平成22年3月30日判決を受けて、国民生活研究、査読無、50巻1号、2010、80-90
- ⑧宮下修一、2009年学界回顧・消費者法、法律時報、査読無、81巻13号、179-188頁
- ⑨宮下修一、展示会商法における会場の「営業所」性とクーリング・オフ、現代消費者法、査読無、4号、2009、126-136
- ⑩宮下修一、「おまとめローン」の有効性—「違法なシステム構築」に基づく公序良俗違反論の提唱、消費者法ニュース、査読無、78号、2009、269-271
- ⑪宮下修一、「おまとめローン」契約の有効性(2)、国民生活研究、査読無、48巻3号、2009、44-66
- ⑫宮下修一、「おまとめローン」契約の有効性(1)、国民生活研究、査読無、48巻2号、2008、35-55

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

宮下 修一 (MIYASHITA SHUICHI)  
静岡大学・大学院法務研究科・准教授  
研究者番号：80377712

(2) 研究分担者 ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号：